

(第2号)

令和8年度 単独公共 公共事業調整費(プラットフォーム)  
プラットフォーム構築事業(設計VE支援業務委託)業務説明書

1 業務の概要

1)業務の目的

本業務は、群馬県が実施する設計 VE について、VE 活動全体の運営に係る助言、技術的指導、技術者の派遣及び成果のとりまとめ等を行うものである。対象事業は、(一)利根川(前橋・高崎・玉村工区)の設計業務及び土木事務所における施設管理業務(道路)における業務改善検討とし、設計 VE の実施を通じて、事業の機能向上、コスト縮減、業務の効率化等に資する提案の抽出を図るものである。

2)業務内容

別添特記仕様書による。

3)履行期限

令和9年3月 15 日(月)

4)業務実施上の条件

①参加表明書及び技術提案書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

- ・ 国内に事業所を置く事業者であること。
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ・ 群馬県財務規則第 170 条第 2 項の規定に基づく県の入札参加制限を受けていない者であること。
- ・ 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・ 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ・ この技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ・ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ・ 参加企業は平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに完了した業務において、下記に示す「同種又は類似業務」の実績を 1 件以上有すること。
- ・ 群馬県の建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿において、「河川、砂防及び海岸」部門に登録されていること。(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、資格の再認定を受けている者。)
- ・ 配置予定管理技術者が、日本 VE 協会が認定する V E S、米国 VE 協会が認定する C V S、いずれかの資格を保有する者であること。
- ・ 配置予定管理技術者の公告日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)の全ての契約金額の合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満であること。手持ち業務とは、契約金額が 500 万円以上の業務とする。

本業務における「同種又は類似業務」とは以下のとおりとする。

【同種業務】河川計画又は河川設計における設計VEワークショップリーダー業務、  
または、官公庁の業務改善を目的としたVEワークショップリーダー業務

【類似業務】「同種業務」以外における設計VEワークショップリーダー業務

※発注機関は群馬県、その他地方公共団体、国土交通省又は、各高速道路株式会社とする

②配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

- ・ 配置予定技術者の資格

以下の技術者資格を有する者とする。

管理技術者：日本VE協会が認定するVEスペシャリスト又は、米国VE協会が認定するCVS

- ・ 手持ち業務量

管理技術者：公告日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)の全ての契約金額  
の合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

手持ち業務とは、契約金額が500万円以上の業務とする。

## 5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・ 業務報告書(紙媒体:A4版、着脱可能なファイルに綴じたもの) 1部
- ・ 業務報告書(電子データ:CD等) 1部
- ・ その他監督員が指示するもの 一式

## 6) その他

本業務の契約書(案)及び特記仕様書(案)は別添のとおりであります。

## 2 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県県土整備部建設企画課政策・DX推進係(担当: <sup>ままだ</sup>俣田)

電話: 027-226-3535

ファクシミリ: 027-224-1426

電子メール: mamada-hitoshi@pref.gunma.lg.jp

## 3 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

### 1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添の様式第1号～10号(A4版)に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

### 2) 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
当該部門の建設コンサルタント登録	・ 「河川、砂防及び海岸部門」の建設コンサルタント登録の確認を行う。 ・ 記載様式は第2号とする。
企業の平成28年4月1日から令和8年3月31日までの同	・ 参加表明書の提出者が過去に受託した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・ 記載する業務は平成28年4月1日から令和8年3月31日までに完了し

種又は類似業務実績	<p>た業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載する業務数は、最大3件とする。</li> <li>・ 記載様式は第3号とし、1枚以内で記載する。</li> </ul>
企業の平成 28 年4月1日から令和8年3月31日の間の業務表彰経験の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 28 年4月1日から令和8年3月 31 日の間に優良業務表彰の経験がある場合記載する。</li> <li>・ 優良業務表彰については、群馬県、その他地方公共団体、国土交通省又は、各高速道路株式会社の発注業務を対象とする。</li> <li>・ 記載様式は第4号とする。</li> </ul>
配置予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定管理技術者について、経歴等を記載する。</li> <li>・ 同種又は類似業務の実績は平成 28 年4月1日から令和8年3月 31 日までに完了した業務を対象とし、記載する件数は最大3件とする。</li> <li>・ 手持ち業務は公告日現在、群馬県以外の発注者(国内外を問わず)のものも含む全て記載する。</li> <li>・ 手持ち業務とは以下のものを指す。 【管理技術者:管理技術者となっている 500 万円以上の他の業務】</li> <li>・ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</li> <li>・ 記載様式は第5号とする。</li> </ul>
配置予定管理技術者の平成 28 年4月1日から令和8年3月31日までの同種又は類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。</li> <li>・ 記載する業務は平成 28 年4月1日から令和8年3月 31 日までに完了した業務とする。</li> <li>・ 記載する業務数は1件とし、同種又は類似業務の実績としてあげた業務から記載する。</li> <li>・ 記載様式は第6号とし、1枚以内で記載する。</li> </ul>
配置予定管理技術者の平成 28 年4月1日から令和8年3月31日の間の技術者表彰の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 28 年4月1日から令和8年3月 31 日の間に優秀技術者表彰等の経験がある場合記載する。</li> <li>・ 転職・合併等で、入札者以外の名称で受賞した実績を記載する場合は、当該表彰された企業名等を併記する。</li> <li>・ 記載様式は第7号とする。</li> </ul>
配置予定担当技術者の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定担当技術者の保有資格を記入する。</li> <li>・ 記載様式は第8号とする。</li> </ul>
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定管理技術者、担当技術者を記載する。</li> <li>・ 担当技術者は、実施する分野業務ごとに代表技術者1名ずつ最大3名まで記載する。</li> <li>・ 技術提案書の提出者以外の企業に属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。</li> <li>・ 記載様式は第9号とする。</li> </ul>
業務の分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の分担について記載する。</li> <li>・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にそ</li> </ul>

	<p>の旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</p> <p>・ 記載様式は第 10 号とする。</p>
--	---

### 3) 証明する資料の写し

- ① 同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し又はTECRIS(テクリス)の写しを提出すること。
- ② 配置予定技術者の保有資格を証明する書類(資格者証等の写し等)を提出すること(部門等が確認できる書類であること)。

※提出された書類で保有資格(部門等)が確認できない場合は、欠格とすることがあるので注意すること。

- ③ 表彰履歴の実績として表彰状の写しを提出すること。

### 4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- 1) 提出方法: 参加表明書を各1部持参又は郵送(書留郵便・期日必着に限る。)すること。  
 なお、あわせて CD 等により電子データも提出のこと。電子データのファイル形式は「Microsoft Word ファイル」「PDF ファイル」のいずれかとする。
- 2) 提出先: 2に同じ
- 3) 提出期限: 令和8年6月 10 日(水)16 時まで  
 持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から12時まで及び13時から16時まで

### 5 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- 1) 質問は、文書(書式は自由、ただし規格はA4版)により行うものとし、電子メール(着信を確認すること。)とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
  - ① 質問の受付先 : 2に同じ
  - ② 質問の受付期間: 令和8年5月 29 日(金)16 時まで
- 2) 質問に関する回答は、質問を受理した日から5日間(土曜日、日曜日及び祝日を含まない。)以内に群馬県入札情報公開システムにより公開するほか、下記のとおり閲覧に供する。
  - ① 閲覧場所: 2に同じ
  - ② 閲覧期間: 回答の翌日から参加表明書及び技術提案書の提出期間の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から12時まで及び13時から16時まで

### 6 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- 1) 技術提案書作成上の基本事項  
 プロポーザルは、本業務における技術提案を求めるテーマについて具体的な取組み方法の提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- 2) 技術提案書の作成方法  
 技術提案書の様式は、第 11 号～第 13 号(A4判)に示されるとおりとする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。
- 3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
評価テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価テーマは、以下の3項目とする               <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合的な考え方</li> <li>②VE実施手順の提案</li> <li>③実現性評価</li> </ul> </li> <li>・ 記載様式は第13号を用いて、図面・写真等を使用する場合を含めて、「A3版1ページ(片面)」に記載する。</li> <li>・ 文字サイズは10ポイント以上とする。</li> </ul>
参考見積(概算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の技術提案書を踏まえて必要な経費を概算し、参考見積として提出すること。</li> <li>・ 参考見積(概算)は、参考業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。</li> </ul>

#### 4) 証明する資料の写し

- ①同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し又はTECRIS(テクリス)の写しを提出すること。
- ②配置予定技術者の保有資格を証明する書類(資格者証等の写し等)を提出すること(部門等が確認できる書類であること)。 ※提出された書類で保有資格(部門等)が確認できない場合は、欠格とすることがあるので注意すること。

#### 5) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、「7,000千円(消費税及び地方消費税を除く)以内」とする。

#### 6) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

#### 7) 技術提案書の無効

提出書類については、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

#### 8) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ①資料名 : (一)利根川(前橋・高崎・玉村工区)河川改修計画検討業務成果品  
道路法に基づく施設管理業務一覧
- ②閲覧場所 : 2に同じ
- ③閲覧期間: 技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から12時まで及び13時から16時まで

### 7 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限

- 1) 提出方法 : 技術提案書を各1部持参又は郵送(書類郵便・期日必着に限る。)すること。  
なお、あわせてCD等により電子データも提出のこと。電子データのファイル形式は「Microsoft Word ファイル」「PDF ファイル」のいずれかとする。
- 2) 提出先 : 2に同じ
- 3) 提出期限 : 令和8年6月10日(水)16時まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から12時まで及び13時から16時まで ※参加表明書の提出日と同日なので注意すること

8 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術提案書の評価項目、判断基準、評価ウェイトは、以下のとおりである。

評価項目		評価の着眼点		配点	
		判断基準			
参加表明者(企業)の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録 「河川、砂防及び海岸」部門のコンサルタント登録がない場合は失格とする。	—	
	専門技術力	成果の確実性	平成 28 年4月1日か ら令和8年3月 31 日 までの同種又は類似 業務の実績の内容  平成 28 年4月1日か ら令和8年3月 31 日 の間の業務表彰経験 の有無	下記の基準で評価する。 ①同種業務の実績がある。1業務につき <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価5</span> ②類似業務の実績がある。1業務につき <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価3</span> ①②業務あわせて3件まで記載可能。 業務実績が無い場合は失格とする。	15
				優良業務表彰等の経験がある者を下記の基準で 評価する。 ①群馬県、国土交通省、地方公共団体、各高速道 路株式会社発注の同種・類似の業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価5</span> ②群馬県発注の同種・類似以外の業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価2</span> 業務表彰経験の有無については、平成 28 年4月 1日から令和8年3月 31 日の間に、優良業務表彰 等の経歴があれば評価する。	5
【提出書類】 技術者評価	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専 門分野の内容	配置予定管理技術者について、下記の基準で評 価する。 ①技術士資格(「総合技術監理部門」かつ「建設部 門－河川、砂防及び海岸・海洋」)を有している <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価5</span> ②技術士資格(「建設部門－河川、砂防及び海 岸・海洋」)を有している <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価3</span>	5
				配置予定管理技術者について、下記の基準で評 価する。 ①CVSを有している <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価5</span> ②VEスペシャリストを有している <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価3</span> 上記のいずれも有していない場合は失格とする。	5

専門技術力	業務執行技術力	平成 28 年4月1日 から令和8年3月 31 日までの同種又 は類似業務の実績 の内容	配置予定管理技術者について、下記の基準 で評価する。 ①管理技術者又は担当技術者として従事した 同種業務の実績がある。 1業務につき評価5 ②管理技術者又は担当技術者として従事した 類似業務の実績がある。 1業務につき評価3 実績件数は、①②合わせて3件まで記載可 能。なお、全期間従事した業務実績が確認で きない場合は評価しない。	15
		平成 28 年4月1日 から令和8年3月 31 日の間の技術 者表彰の有無	配置予定管理技術者について、優秀技術者 表彰等の経験がある者を下記の基準で評価 する。 ①群馬県、国土交通省、地方公共団体、各高 速道路株式会社発注の同種・類似の業務 評価5 ②群馬県発注の同種・類似以外の業務 評 価2 技術者表彰経験の有無については、平成 28 年4月1日から令和8年3月 31 日の間に、優 秀技術者表彰等の経歴があれば評価する。 なお、管理技術者として全期間従事した業務 に限る。	5
	専任性	専任性	手持ち業務金額及 び件数	公告日現在の手持ち業務量(特定後未契約 のものを含む)の全ての契約金額の合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未 満であること。手持ち業務とは、契約金額が 500 万円以上の業務とする。
【ヒアリング】 技術者評価	評価テーマ①	総合的な考え方	・(一)利根川(前橋・高崎・玉村工区)の設計 業務及び土木事務所における施設管理業務 (道路)が抱える諸課題を把握または想定し、 VE技法をどのように活用するか、具体的(総 合的)に提案されたか。	優 50 良 33 可 16 不可 0
	評価テーマ②	VE実施手順の提案	・課題解決に向けて、VEの実実施手順が具体 的に提案されたか。 ・当該業務に関連する専門分野の技術者が 適切に配置され、質の高いワークショップが実 現可能となる具体的な方針が提案されたか。	優 50 良 33 可 16 不可 0

評価テーマ③	実現性評価	・実現性の高いVE提案とするための工夫について提案されたか。	優 20 良 13 可 6 不可 0
参考見積		指示した業務規模と大きくかけ離れている場合は特定しない。	—

## 9 ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを実施する。

- ①実施場所:別途連絡する。
- ②実施期間:別途連絡する。
- ③ヒアリング技術提案書の説明は 20 分以内とし、質疑応答は 20 分程度とする。
- ④出席者:配置予定管理技術者
- ⑤ヒアリング順については技術提案書の提出順を原則とする。

2) ヒアリングでは参加表明書及び技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- ①配置予定管理技術者の経歴について
- ②評価テーマ(総合的な考え方、VE実施手順の提案、実現性評価)、業務実施方針等について

3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

## 10 非特定理由に関する事項

1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)にて、契約担当者から通知する。

2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、契約担当者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

3) 上記2)の回答は、理由を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び祝日を含まない。)以内に書面により行う。

4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

- ①受付場所:2に同じ
- ②受付日時:上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時から12時及び13時から16時まで。

## 11 契約書作成の可否等

別添契約書(案)により契約書を作成するものとする。

## 12 支払条件

前払い金として、契約金額の3割までを支払うことができる。

## 13 苦情申し立てに関する事項

本手続きに関し、10の非特定理由に関する説明に対して不服がある者は、「建設工事の入札・契約及び指名停止措置に係る苦情処理要領」(平成15年6月1日施行)の定めるところにより、群馬県知事に対して再苦情申し立てを行うことができる。

14 関連情報を入手するための照会窓口

2に同じ

15 その他の留意事項

- 1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。
- 2) 提出期限までに参加表明書及び技術提案書を提出しない者、ヒアリングを受ける資格がないと認められたものは、ヒアリングを受けることができないものとする。
- 3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 5) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 6) 特定されなかった場合には、特に希望がある場合、技術提案書を返却する。
- 7) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由等により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。